

申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（開始通知簡第 号）に係る貨物について、関税法第 69 条の 20 第 2 項の規定に基づき、申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日（通知日）を下記のとおり通知します。

記

通知日	令和	年	月	日
十日経過日	令和	年	月	日

(税関様式 C 第 5958 号：裏面)

表面に記載の期日は、以下の請求を行うための基準となるものです。

1. 申立特許権者等の場合

関税法第 6 9 条の 1 7 第 1 項に規定する特許庁長官又は経済産業大臣への意見照会の請求

十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日までの間、当該請求を行うことができます。

2. 輸入者等の場合

(1) 関税法第 6 9 条の 1 7 第 1 項に規定する特許庁長官又は経済産業大臣への意見照会の請求

十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日までの間、当該請求を行うことができます。

(2) 関税法第 6 9 条の 2 0 第 1 項に規定する認定手続取りやめ請求

次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）、当該請求を行うことができます。

イ 十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日

ロ 関税法第 6 9 条の 1 7 第 5 項に規定する特許庁長官又は経済産業大臣への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第 6 項に規定する特許庁長官又は経済産業大臣の意見の通知を受けた日から起算して 1 0 日を経過する日

(参 考)

通知日 申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日

十日経過日 通知日から起算して 1 0 日を経過する日（行政機関の休日は算入しない。）

二十日経過日 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合は、通知日から起算して 2 0 日を経過する日（行政機関の休日は算入しない。）

* なお、上記 2. (2) ロの「1 0 日を経過する日」は上記の「十日経過日」とは異なり、行政機関の休日を含んだ日数となりますので、ご注意ください。